食安輸発0519第1号 平成22年5月19日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (コーヒー豆のピラクロストロビン及びセロリのボスカリドの対象からの除外)

標記については、平成22年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改訂:平成22年5月18日付け食安輸発0518第2号)にて通知したところです。

本日、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正されたことから、同通知の別表1のブラジル産生鮮コーヒー豆のピラクロストロビン及び米国産セロリのボスカリドの項を削り、これらを通常の監視体制に戻すこととしたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。

また、本改正に伴い、平成22年3月30日付け事務連絡の別添1の2の(24)及び別表31を削除するので御了知願います。

なお、これまでに当該検査項目のみをもって食品衛生法違反と判定した貨物であって、輸入者より積戻し等の措置完了報告を受けていないものについては、輸入者に対し、別紙に示す書面により通知し、当該基準の改正内容について説明するようお願いします。

(別紙) 第 号 年 月 日

殿

検 疫 所 長

食品衛生法違反とされた貨物について

下記の物件については、食品衛生法第11条に違反しているとして、平成 年 月日付け 第 号にて通知したところです。

今般、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成22年厚生労働省告示第216号)により、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正され、本年5月19日に施行されたことにより、下記物件については、同日から食品衛生法違反に該当しなくなったので連絡します。

なお、今後、下記物件を輸入しようとする場合には、貨物の保管場所を管轄する検疫所の窓口に御連絡下さい。

記

- 1 品 名
- 2 届出数量及び重量
- 3 違反数量及び重量
- 4 届出受付番号